

月刊 労運研レポート No. 29

2016年11月10日号

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ・「巻頭言」再雇用制度と最低賃金について | 2P |
| ・2016年労運研秋季合宿報告 | 3P |
| ・記念講演「貧困問題と最賃闘争の課題」 | 小川英郎 弁護士 5P |
| ・非正規差別をなくせ！労契法20条裁判の勝利を | 9P |
| ・長澤運輸・労契法20条裁判の逆転敗訴について | 11P |
| ・勝つための方法はあきらめないこと（沖縄ツアー報告） | 藤村妙子 14P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）

（東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付）

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

再雇用制度と最低賃金について

事務局 Y・Y

2015年1月末をもって、36年勤務をして「めでたく定年退職」となる。私の勤務する印刷会社は、誕生月の末が定年扱いとなる。1,000万円に満たない退職金を受け取り、一律250,000円の「再雇用契約」を結び、引き続き今までと同じ業務をこなす、1年契約の有期雇用となる。明けて2016年2月より、65歳までは働き続けられる1年ごとの有期雇用で「再雇用嘱託社員」となる。

「再雇用嘱託社員」は、61歳より、老齢基礎年金（2ヶ月で約156,000円）と高年齢雇用継続給付金（2ヶ月で約58,000円）とのセットで月額150,000円の基本給となる。月額150,000円の基本給は、社会保険、税金、他保険等を差し引くと手取り100,000円から110,000円前後になる。基礎年金と高年齢雇用を月額にすると、合わせて約107,000円前後であり、基本給と合計すると210,000円前後となる。手取り額的にみれば再雇用時とほぼ同じである。

再雇用嘱託社員は、現行65歳までであり、将来的には年金支給の延長にともない、なくなる制度ではあるが、私の場合その「はざかいき」になり、4年間続くことになり、たいへん重たい気分・気持ちに陥っている。

いずれにしても、この賃金では「ゆとりある」生活には、ほど遠いものであり、一時金や休暇等の条件も考え合わせると、2017年2月の契約更新時に、どう対応す

るかである。「要求書」になるのか「申し入れ書」になるのか、その形態は別として、私自身にとっては本格的な初めて経験する、賃金闘争になる可能性は如何にである。

今まで、そう意識することもなかった最低賃金についても、考えるようになった。計算方法にもよるが、東京都の最賃ギリギリであることは確かなようである。最賃アクションによって、1,500円が主張されているように、産別最賃の捉え返しや都道府県別最賃ではなく、全国一律最賃への取組みなど課題は大きいものがある。そうしなければ、ワーキングプアや若者を襲う「雇用劣化」そして、医療制度や年金・教育・子育ての劣化現象に歯止めもかからないし、すべての社会的再生産もままならなくなってしまうだろう。

そこで大きな役割を期待されるのが、毎年夏から秋にかけて発表される人事院勧告、人事委員会勧告である。地場産業まで賃金実態調査をしての結果をもとに発表しているわけであり、全国の状況がつかめているわけであり、それ相当に根拠もあり、これを利用しない手はないはずだ。

問題は、どのような形で「だれが」中心となり具体的運動にしていくかである。解りきったことだと言えばそれまでだが、今日までの矛盾が大きく内在していることだけは、確実だ。

2016年労運研秋季合宿特集

■合宿報告

労運研秋季合宿が、10月30日、31日の両日、44名が参加して、神奈川県箱根町で開かれました。中岡共同代表の開会のあいさつのあと、遠藤さんを座長に選出して会議は始まりました。

日弁連の貧困問題対策本部事務局次長である小川英郎弁護士が「貧困問題と最賃闘争の課題」と題して講演、首都圏青年ユニオン元書記長の河添



遠藤さん



河添さん



松本さん



福元さん

誠さんが「最低賃金大幅引き上げキャンペーン」の経過と到達段階について報告、郵政ユニオン、全印総連、全国一般全国協、江戸川ユニオンから最賃闘争に関する取り組みの報告がありました。全港湾の松本委員長からは、平和フォーラムの取り組みになった脱原発フクシマ連帯キャラバンの提起があり、青年活動家の育成と地域共闘の強化にも役立てたいと述べました。沖縄高教組の福元委員長が「辺野古裁判と新基地建設反対闘争」について報告しました。自治労香川県本部の小野書記長から善通寺保育労働組合に対する一方的な任用根拠の変更の地労委決定の報告がありました。香川県労働委員会は、善保労を労組法適用の労組と認め、変更を通知は不当労働行為であると認めましたが、通知の撤回、市当局の不誠実交渉という労組の主張は認められませんでした。自治労兵庫県本部の森組織部長から尼崎市における非正規3労組のたたかひの報告がありました。感染症の特別休暇を要求して、一時金の受け取りを拒否してたたかひ、休暇制度の改善を勝ち取りました。

伊藤事務局長が次のように問題提起を行いました。

参議院選挙では、改憲勢力が議席の3分の2を占めることを阻止することはできなかったが、野党共闘は一定の成果を上げることができた。それは、基地、原発、TPP問題などを抱えている選挙区であって、争点が明確でなかった選挙区では与党が勝利した。安倍一強体制を打倒していくためには、引き続き野党共闘を継続・発展させなければならない。野党共闘を安保法制廃止の一点共闘的な選挙協力のレベルから、国民の多くが関心を持っている年金、社会保障など「将来への不安」を解消する政策を含めて、文字通りの政策共闘にレベルアップすることが必要である。



伊藤さん

新自由主義によって貧困と格差が拡大した。「新自由主義と対決する労働運動」を掲げる労運研は、本気で貧困と格差、差別をなくすたたかひを展開することが求められている。「総がかり運動」も、当面の課題のひとつとして、貧困と格差課題に踏み込むことを確認した。

「一億総活躍プラン」は、アベノミクスの第2ステージの実質的な「矢」にあたる。

その中心的な役割を果たすのが、最低賃金の引き上げ、同一労働同一賃金、長時間労働の是正などを掲げた「働き方改革」である。安倍のいう「日本から非正規という言葉がなくす」ことは、日本的労務管理（年功型賃金、終身雇用、企業別労働組合）を破壊することであり、「働き方の未来2035」にみられるように、AI（人工知能）産業を軸とした産軍学共同社会をつくりあげていくことである。

「働き方改革」に対して「安倍政権初期の労働政策と矛盾する、非正規労働者のわずかな待遇改善で終わる、正社員の労働条件を引き下げることになる」というレベルの批判ではたたかえない。安倍のねらいは非正規労働者の取り込みであり、攻撃の対象は正規労働者だ。既存の労働組合は、企業利益を優先して、非正規労働者の増大を許してきたこと、非正規労働者を無権利、低賃金のまま放置していたことを反省し、正社員、男性中心の体質、高度経済時代の権益を守り抜こうとする体質を改革しなければならない。

安倍の「労働は社会への奉仕」という考えは国家社会主義の考え方である。それに代わる「労働は権利」とする社会の実現のために、労運研は「新しい労働運動の創造とその担い手の育成」に挑戦する。非正規労働者、民間中小労働者、公務公共サービス労働者が一緒になって、最低賃金大幅引き上げを軸に、貧困と格差、差別をなくす「秋闘」を形成していく。この秋に、非正規労働者の賃金引き上げをたたかうようにする。また、公務職場の労働組合も、公務職場の非正規労働者の賃上げ・一時金を要求し、公務員の賃金確定闘争と連動してたたかう。12月から来年にかけての地方議会では、次年度の委託契約の予算が決まるので、民間委託先の労働者の賃上げ闘争を秋の段階でおこない、委託先労働者の賃金を確保できる委託料金にする。公契約条例でこのような労働条件を担保する。

このような非正規労働者、民間中小労働者、公務公共サービス労働者が一緒になったたたかいをすすめるため、地域での連絡会議や支援組織をつくり、地域運動の強化を図っていく。

討論では「タクシー労働者はオール歩合制となり、長時間労働のため最低賃金を割っている」「高校の非常勤講師は一コマ（50分）2830円で働いている。教材準備や採点などの労働時間は含まれていない。実質的には最賃以下」「仕事がないので武器でもなんでもつくりたいと言っていた町工場が廃業した。跡地にワンルームマンションを建てて非正規労働者を相手に商売しようとしている」「分社化しても統一労働条件を守ってきた労組に対して、会社の提案した労働条件に反対する労働者を出向・転籍させ、バス運転手に清掃作業をやらしている」「産業別の団結が必要。トラックの関係者を集めて、適正料金収受と労働条件について話し合っている」「春闘で最賃キャラバンをおこない、労基署交渉などを行った。最賃審議会の『見える化』を図ることが必要」などの実態報告がありました。

また「安倍の狙いは正社員を攻撃して非正規労働者を取り込むことだ。分断政策にのらずに非正規との連帯をつくることが重要。正社員は賃金を下げても非正規と統一した

賃金体系をつくるべきだ」「安倍の政策に期待するのではなく、危機感を持たなくてはならない」「日本の労働運動は闘って賃金を獲得した経験が少ない。労働者の団結をつくるのが労働運動の前進になる」「めざすべき社会はどのようなものか。新しい労働運動をどうつくるか議論することは重要」「持続可能な社会に続いて社会的経済社会についての議論が始まっている」「アベノミクスは破たんしたと安倍を批判し、連合はダメだと言っても何も変わらない。我々がどうたたかうかだ」「安倍は良い施策、悪い施策を一緒にした労働基準法、労働契約法、パート労働法、派遣法などの一括改正法案を来年の国会に提出しようとしている。きちっと批判できる視点を持たなくてはいけない」「アメリカの最賃15ドル運動は、活動家を育て、オルグ対象を選定して草の根からつくりあげてきた。要求を出して賃金を引き上げ、職場を改善してきた。要求を出し続け、たたかうことが重要」などの発言がありました。

このような討論を受けて、伊藤事務局長が「非正規労働者の差別をなくそう。差別を許さない社会的権利意識が重要だ。既存の労働組合が非正規労働者の賃上げ要求や一時金要求、休暇などの要求を出して一緒にたたかうことが連帯の出発になる。それを地域で連絡を取り合い、お互いに支援する地域共闘の体制をつくりあげていこう」とまとめました。

来年の第5回討論集会は、5月28日(日)、29日(月)の両日、泊まり込みで行い、運動課題別に分科会を設けることにし、各労組が秋闘から春闘へのたたかいの経験を持ち寄ることにしました。そのための第1回実行委員会を1月21日(土)13時30分から東京・蒲田の全港灣の会議室で行うことを確認しました。

記念講演

貧困問題と最賃闘争の課題



小川英郎弁護士の講演から(文責 編集部)

【最低賃金法の憲法上の位置づけ】

Jさんは2011年に来日、2014年4月に心疾患で亡くなった。2016年に過労死と労災認定された。最低賃金(当時754円)はもらっていたが1か月78時間半から122時間の時間外労働を行っていた。最賃が754円だと時間外を122時間やっても月の手取りは22万円程度にしかない。その給料の大半は国の家族へ仕送りしていた。最賃が1000円としても30万円程度でコストの低さから長時間労働に歯止めがかからない。最賃が上がれば長時間労働はかなり減る。

最低賃金法の憲法上の位置づけは、「最低賃金法の詳解」(労働調査会)によれば『すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』と規定する憲法第 25 条第 1 項および『賃金、就労時間、休憩その他の勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める。』と規定する憲法第 27 条第 2 項の法意を実現したもの」とされている。そこから①国の制度として、生存権を保証すべく、一定額の賃金を確保させる。②労働契約関係にある労使が交渉で決定するのが賃金の原則(労働契約法 3 条 1 項)だが、最低賃金額はあくまで、国が責任を持って決定する制度。またその履行確保(監督・処罰)も国が責任を持って行う。③これによって、生存権(25 条 1 項)及び勤務条件法定主義(27 条 1 項)を具現化する趣旨。さらに勤労権(27 条 1 項)の実質化や幸福追求権(13 条)の実現を図るものとされている。しかし現行法はこの趣旨を実現するに足るものになっているだろうか。

【生活保護法と最低賃金法】

生活保護法はその第 1 条で「この法律は、日本国憲法 25 条に規定する理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、その自立を助長することを目的とする」と明記してあるが、最低賃金法第 1 条は「この法律は①賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、②労働者の生活の安定、③労働力の質的向上及び④事業の公正な競争の確保に資するとともに、⑤国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と多義的な規定で、憲法上の規定は明記されておらず「生存権」という観点が強くなっている。2007 年の最低賃金法第 9 条の改定に際して、法の目的を明示する第 1 条ではなく、第 9 条第 2 号の「地域別最低賃金は①地域における労働者の生計費及び②賃金並びに③通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」を残したまま、あたかも附則のような形で第 3 号として「前項の労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と憲法第 25 条の文言が引用付加された。使用者は 9 条 2 号③を根拠に主張し引き上げに反対してくる。2 号と 3 号の関係が明確にされていない。しかし本来の法律の趣旨を考えれば、第 3 号が付加されたことにより、最低賃金の水準は、ときどきの「勤労者」としての生存権が保障される絶対水準でなければならない。これまでは「生存権が保障される最低賃金の絶対水準」を前提にした論議はされておらず、30 人未満の小規模零細企業の「賃金改定状況調査結果」が参照され、前年との比較で目安が示されてきた。

2007 年の改正後、2010 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」で全国最低 800 円、全国平均 1,000 円に引き上げる。また 2015 年 11 月には全国加重平均を 1000 円程度に引き上げるために毎年 3%程度引き上げるとした。しかし、こうした経済成長を柱とした最低賃金の引き上げ目標値の「全国加重平均 1,000 円」への引き上げは、生存権保障に足る水準なのだろうか。検証が必要である。「最低時給 1,500 円をめざして、いまずぐどこでも 1,000 円に」は人権としての生存権保障の観点から、生計費原則に基づ

き、「人たるに値する労働条件」（労基法1条）といえる最低賃金額はいくらかという絶対水準の設定を目指す優れたスローガン。労働運動として統一的な取り組みとして広げていくことが課題である。

【最低賃金の現状】

2016年現在の最低賃金の全国加重平均は798円である。これを先進諸外国と比較すると（16年10月現在のレートで比較）概ね フランス 1,219円 イギリス 1,151円 ドイツ 1,071円 アメリカで1,000円程度と軒並み1,000円を超えている。またフルタイム労働者の賃金の中央値を100とした場合に日本が39(2013年)であるのに比しフランスの60超を筆頭に50近くのオランダ、イギリスなどEUは60を目標としている。諸外国と比べて日本の最低賃金は明らかに低い。仮に1,000円の水準になったとしてもフルタイム換算年収208万円程度でワーキングプアと言われる水準だ。

かつては、最低賃金で働く人の多くは家計補助型非正規労働であったため最低賃金の低さが深刻な問題として認識されにくかった。しかしその後働き方モデルが大きく変わったにも関わらず、最低賃金は旧来の低い水準のまま、労働者としての自立的生活ができることから阻害されてきた。そもそも最低賃金額の設定に際して、家計補助的労働者を想定すること自体が憲法25条の趣旨に反している。こうしたことをリーマンショックまで労働者一般の問題と意識せず、労働運動も、法律家も追及してこなかった。現在非正規雇用が4割まで増加、その非正規労働者が最低賃金近傍の賃金を支給されている労働者の中心をなしている。さらに非正規労働者の70%が自らの収入で家計を維持する労働者となっている。こうした最低賃金の低い水準の結果、貧困率が過去最悪の16.1%。非正規雇用の55%が女性。非正規雇用の約半数がパート労働。パート労働の7割が女性。パート労働者の賃金は男性労働者の2分の1以下と低く、女性の貧困や男女賃金格差の要因になっている。

【考慮要素の問題】

こうした状況を生み出している一つの要素は、日本以外の先進諸国では考慮されていない「通常の事業の賃金支払能力」が考慮要素とされていることにある。ILO131号条約でも最賃水準の決定要素とされておらず、2013年社会権規約委員会勧告でも最賃水準の決定の考慮要素を再検討するように要求されている。憲法25条及び最賃法9条3号改正の趣旨を踏まえるならば、「通常の事業の賃金支払能力」を理由に、生存権保障以下の最低賃金が許されるとは解されない。「通常の事業の賃金支払能力」は副次的なものとして解すべき。

【最低賃金審議会のあり方】

審議会のこれまでの問題点として挙げる点ができる点は①労使の対立で審議が硬直化②もともと賃金水準が低い30人未満の小規模零細企業の賃金調査が参照されている③対前年比でみるため労働者の生活を支える妥当な水準が考慮されていない④審議会の構成等が、当事者である非正規労働者の声が十分に反映されるシステムになっていない⑤手続きのほとんどが非公開

こうした中で、労働側「目安プラス〇円」使用者側「目安マイナス〇円」仲裁する公

益代表が「目安」ないしは「目安プラス 1 円」で決着させるという世界に審議会がなっている。この状況を打破するためには、客観的、絶対的水準の設定が必要。そしてそれを実現するには労働運動、市民運動が必要である。

中央最低賃金審議会目安小委員会は、政府の意向を配慮して審議をしたとの見解を 2016 年に表明した。そうだとすれば今までの目安は一体何だったのか、これまでの低水準を放置してきた責任が問われると同時に、「労働者の人権」という観点から運動を強化すれば影響力を及ぼし得る可能性が出たとも言える。よってより原則的な制度設計も展望すべきだ。

最も低い地域最賃は宮崎、沖縄の 714 円、最も高い東京は 932 円でその差は 218 円ある。宮崎、沖縄は東京の 76% の水準でしかない。その差は前年より広がっている。地方の急激な人口減少や県外への人口流失により地方の労働供給も大きく減少している。地域の活性化のためにも、地域間格差の縮小は喫緊の課題といえ、全国一律最賃が求められている。歴史的には昭和 32 年の中央最低賃金審議会答申では「将来の問題としては全産業一律方式が望ましいものであるが、・・・実情に即し・・・暫時拡大していくべきである」とした。労働側は昭和 41 年に「最低賃金のありかたについての提案」を提出している。その中で①最低賃金の決定方法は、労働者の生計費（原則的には標準家族の必要性経費）と既に組織労働者によって獲得された賃金水準を十分考慮すべき②現在労働者の最低生活費はほぼ全国水準となっており、「初任給水準も格差は縮小しつつある」③最低賃金の適用方式は、全国全産業一律方式を基本として使用すること④最低賃金の決定に当たっては、個別の企業の支払い能力を考慮すべきではない。なぜなら、最低賃金は企業別の賃金決定よりも強い立場にたつ社会的な企業外の横断的な決定要因を基礎とするものである。この場合の決定要因は生計費でなければならないと主張している。これらは今の私たちの問題意識に合致する。昭和 50 年春闘では主要労働組合が全国一律最賃法制化要求をあげ、当時の野党が最低賃金法案を提出したりした。昭和 52 年には中央最賃答申では「できるだけ全国的に整合性のある決定を」としランク分けと目安制度を導入したが、その後全国一律最賃については消えてしまった。

【最低賃金近傍の労働者の実態】

地域別最賃×1.15 未満の労働者は 13.4%（H26）H21 の 9.2% から増加。地域別最賃×1.15 未満の短時間労働者は 39.2%（H26）H21 の 27.9% から増加。最低賃金は「他人事」ではなくなりつつあるとともに、最賃引き上げ運動の基盤が拡大しているといえる。最低賃金の水準は一般労働者の平均賃金の 41.4% にしかならず EU 並みに 60% は目指すべき。イギリス、アメリカで最低賃金引き上げの動きが強まり 1500 円水準が視野に入ってきている。ILO も 1970 年 131 号条約で労働者と家族の必要を満たす最低賃金決定を勧告している。少なくとも、親ひとり子ひとりが食べていける水準を目指すべきだ。

【企業の抵抗に根拠もない】

「最賃引き上げにより仕事を失う」「中小は賃上げの余裕がないので最賃引き上げを支持しない」「最賃引き上げは事業を悪化させる」「経済にも悪影響を与える」「新しく

採用される未熟練労働者のために職を失うことになる」これらの最低賃金引き上げに反対する意見は、離職率の低下、教育コストの減などで企業にもメリットが多いことが証明されていることや、雇用への否定的影響がないことがこれまでの例で示されていることなどから、根拠はないものである。

【運動の展望】

米国のステファニー・ルース氏は各地でのリビング・ウェイジ運動、オキュパイ運動、ファストフード産業の賃上げの行動など、この2年間はこれまでの20年を上回るほどの大きな変化が生じているとしている。同じ米国のケント・ウオン氏は、ワーキングプアは経済の恩恵を受けていない。1%の富裕層がお金をためこみ、ワーキングプアにそのしわ寄せがいつていることが広く認識されるようになった。重要なのは立法活動ではなく人を集め、組織化していくという枠組みで最賃運動をしていくことが重要。草の根から何十万人もの支持を得ながら実行されなければならないと述べている。

労運研レポートによれば「最低賃金大幅引き上げを労働運動として闘おう」と呼びかけ、労働運動の課題として最賃闘争を位置づけている。最賃は組合員の賃金より安いから組合の課題ではないとしていたこれまでのつけが、自分の子どもや老後に回ってきているということだ。これからは最賃審議会に運動を反映させる取り組みが必要である。①審議の公開②非正規労働者の声を反映させる運動③政治への働きかけ④審議会運営自体を変えさせる運動に取り組み、最賃闘争を通じて労働運動全体を変えていく契機とすべきである。最賃は社会保障の課題であり労働運動の課題ではないという声もあるが、労働条件の改善の目的は社会保障の課題と同じ、社会保障が充実しないと団結の維持も困難。また企業の枠と労働者の枠をも超えた幅広い団結を作り出すことになり、労働運動に対する国民の評価も上がることになる。最低賃金の低さ、再分配機能の低下、貧困者の増大による福祉の切り下げが悪循環を招いている現状を見据え、悪循環を断ち切る社会保障のグランドデザインが必要。これも労働組合が取り組む課題である。

最低賃金の引き上げは、現在どこの職場でもある、仕事に追いまくられ職場の仲間と話す機会もなく、組合活動もできないような職場状況の改善にもつながる。労働組合の団結のために不可欠であり、労働組合が市民の信頼を確保できるかという点が問われていると締めくくられた。

非正規差別をなくせ！

労契法20条裁判の勝利を

「非正規差別No!」と書いた揃いの緑のTシャツを着たスタッフが受付で出迎えてくれた。非正規差別の撤廃をたたかっている郵政ユニオン(組合員約2500人)が、11月6日、東京・文京区民センターで「労契法20条裁判の勝利をめざす交流集会」を開いた。日本郵政の職場で働く人の半数近くの19万人が期間雇用社員といわれる非正規労働者である。正社員と同じ仕事をしていても、非正規労働者の待遇はあまりにも

劣悪である。基本給だけではない。年末年始手当や住宅手当などの諸手当、休暇、賞与などに差異、相違がある。この格差を「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を定めた労働契約法20条に違反すると裁判に訴えた。提訴から2年半、裁判も山場を迎えている。

交流集会は、第一部が学習・講演集会、第二部が激励交流集会と二部構成で行われた。第一部は、基調講演を棗一郎弁護士、郵政西日本20条裁判の報告を西川大史弁護士、メトロ裁判の報告を青龍美和子弁護士、長澤運輸控訴審判決報告を宮里邦雄弁護士が行った。第二部は、「正社員と非正規の会話」という寸劇、郵便うたごえの合唱、原告団の決意表明が行われ、差別とたたかう仲間の交流が図られた。

棗一郎弁護士の「労働契約法20条裁判の現状と課題」と題する基調講演について報告する。

20条裁判の特徴は、現業労働者の事件が多いことである。業務内容と賃金を正社員と比較しやすいからと思われる。ホワイトカラー（事務職）の提訴もあるが、非常勤講師のケースである。もうひとつの特徴は、原告はすべてユニオン（しかも少数組合）の組合員であることである。常に雇止めの恐怖がある非正規労働者は、労働組合に所属していないと安心して提訴できないからである。

棗弁護士は、各20条裁判の状況を紹介したあと、郵政東日本裁判を例にして争点を説明した。裁判官が20条の論点として指摘したのは、ひとつは有期雇用を理由として正社員と労働条件の差異、相違があるのか、もうひとつはその相違の合理性である。差異、相違があることについては争いが無い。次に合理性についてであるが、被告の主張は、正社員と契約社員とで、キャリアパスや採用、人事制度が違うということだが、それだけでは合理性の説明にならない。個別の手当など労働条件の趣旨や目的に従って、それぞれ合理性があるかが問題になる。個別の労働条件について、条文に従って、①労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、②当該職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情について合理性を検討する。また、同意は関係ない。個別同意であろうと労使間の同意であろうと20条違反であれば違法である。

続いて棗弁護士は、ハマキョウレックス事件の地裁判決と高裁判決の比較を行った。同事件では、地裁で通勤手当の不支給が不合理と判事された。通勤手当以外の労働条件の相違は、「将来、支店長や事業所の管理責任者等の会社の中核を担う人材として登用される可能性がある者として育成される立場にあるとは言えない」として不合理ではないとした。高裁では、通勤手当以外に無事故手当、作業手当、給食手当の差異を不合理なものに加えた。住宅手当、皆勤手当の不支給は不合理なものとは認めなかった。

さらに棗弁護士は長澤運輸事件について説明した。地裁は原告全面勝訴、高裁は原告全面敗訴と全く逆転したケースである。本件の争点は、①定年後の有期労働契約について労契法20条は適用されるか、②労契法20条違反の有無、③同条違反が認められる場合における原告らの労働契約上の地位（主位的請求関係）、④不法行為の成否及び損

害の金額（予備的請求関係）である。①については地裁、高裁とも適用されると判断した。問題は②であるが、高裁判決は「もともと定年後の継続雇用制度における有期労働契約では、職務内容が同一で、その変更の範囲が同一で、その変更の範囲が同一であっても、定年前に比較して一定程度賃金額が減額されることは一般的であり、そのことは社会的にも容認されている」として、個別の労働条件について検討することなく原告敗訴の判断をした。

宮里弁護士は「20条の立法趣旨は正規と非正規の格差を是正していくことであり、格差がある事実を『社会的に容認されている』と判断することは、20条を否定することになる」と判決を厳しく批判し、最高裁でたたかう決意を表明した。また「定年後の事案であるこの判決が、郵政裁判やメトロ裁判に直接的に影響することはないだろうが、『その他の事情』の解釈を幅広くとらえて不合理ではないとする考え方に警戒しなければならない」と指摘した。（文責 編集部）

長澤運輸逆転敗訴声明

2016年11月3日

格差を是認する現状追認判決を許さない

長澤運輸・労契法20条裁判の逆転敗訴について

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長 菊池進

全日本建設運輸連帯労働組合
関東支部
執行委員長 山田義宏

1. 定年前とまったくおなじ業務をおこなわせているのに、再雇用だからという理由だけで賃金を大幅に下げるのはおかしいと訴えていた長澤運輸事件で、11月2日、東京高等裁判所第12民事部（杉原則彦裁判長）は、一審判決を取り消し、原告3人のドライバーの請求を棄却する判決を下しました。

合理性のない賃下げが「定年後だから当然」といわんばかりに、野放図にまかり通っている現状を、企業の側に立って追認する極めて不当な判決であり、全日本建設運輸連帯労働組合は最高裁に上告してたたかう方針を決めました。

2. 裁判の経過は次の通りです。

この裁判は、全日本建設運輸連帯労働組合関東支部の組合員が原告となっておこしたものです。3人は長澤運輸株式会社（本社横浜市西区。代表取締役長澤尚明）において、大型タンクローリー車に乗務してセメント運送（セメント出荷基地から建設現場や生コン工場に運搬する職務）に長年従事し、2014年に再雇用になってからも定年前とまったくおなじ職務に従事

して現在に至っています。担当する車両、1日の労働時間、年間労働日数、いずれも定年前とまったく変わりありません。

ところが、再雇用の嘱託社員となったのち、定年前とまったく同じ職務に従事しているにもかかわらず、3人は、①大型運転手に支給される職務給(担当車両の積載量に応じて約8万円)、②精勤手当(5千円)、③住宅手当(1万円)、④家族手当(5千円)がすべて支給されなくなっただけでなく、⑤夏冬の一時金(年間で基本給の5カ月分。約60万円)もまったく支給されなくなりました。このため1時間あたりの残業単価も定年前の3分の2程度に下がり、その結果、3人の年収は平均で約30パーセントもダウンしています。

一審の東京地裁判決(本年5月13日)は、同一業務を担当しているにもかかわらず再雇用者について正社員と異なる賃金・労働条件を定めた規定や労働契約は労契法20条違反であり無効としたうえで、労働条件の相違が不合理と認められる場合についての判断基準を明確に示し、原告3人が正社員と同じ賃金規程、就業規則、年間一時金に関する労使協定が適用される地位にあると確認し、会社に対し賃金差額の支払いを命じました。

会社はこの判決を不服として東京高裁に控訴したところ、9月7日に開かれ第1回口頭弁論で即日結審。11月2日の判決となったものです。

3. 高裁判決はまず、定年後再雇用は改正高年法による「義務的雇用」という「特別な有期雇用」だから労契法20条の対象とはならないとの会社の主張は退け、賃金節約や雇用調整の弾力化の目的もあって、定年延長や定年廃止ではなく、有期雇用による再雇用を選択したのだから、正社員との労働条件の相違は期間の定めの有無に関連して生じたものであって、労契法20条の対象となるとの判断を示しました。

ところが、正社員との格差については、不合理性の3つの判断要素(①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情)のうち、「①及び②に関連する諸事情を幅広く総合的に考慮して判断すべきものと解される」としたうえで、①と②が同一業務であることは認めつつも、③について、一審判決とは正反対の判断を示し、不合理とはいえず労契法20条に違反するとは認められないとしたものです。

4. 不合理とはいえないとした主要な理由は、同一業務でも賃金下がることが「広く行われていることであり、社会的に容認されている」というものです。

しかし、これは、業種・職種や企業規模によって、定年後再雇用には多様な実態があること、そして、そのために不合理というほかない格差が生じている実態があることをまったく無視した粗雑な判断というほかありません。

おなじ定年後であっても、大企業やホワイトカラーなどのケースと、中小企業、とくにトラック運輸業のケースとでは、実態が大きく異なっています。大企業やホワイトカラーの場合、定年後は仕事も責任も軽くなり、就労日数や労働時間も減って、いわば「補完的」労働力の立場になる事例が多く、しかも、新卒採用を毎年おこない、年功序列型賃金であるという事情からみれば、定年後の賃下げにはそれなりに合理性があるといえます。ところが、中小企業やトラック運輸業はこれとは対照的であって、仕事も就労日数も労働時間も定年前とまったく同じ

で、いぜんとして「基幹的労働力」であるケースが大半なのに、賃金減額という点については大企業のやり方を真似している例が多く、大企業などちがって、不合理な格差が生じているのです。(長澤運輸の場合も、改正高年法施行以前から、60才超の運転手を便利な低賃金労働力として使ってきたし、現在も、原告らの属するセメント運送部門では25人のうち7人が60才以上であり、再雇用者は必要不可欠な基幹的労働力なのです。)

それにもかかわらず、職務や就労実態が同一であるかどうかにかかわらず、中小企業の多くが「いいとこ取り」を決め込んでいる理不尽な現状、すなわち、まさに不合理な格差が横行している現状を、「広く行われている」と肯定的にとらえるのは、企業の側に立った現状追認というほかありません。

それどころか、高裁判決は、「広く行われている」としただけでなく、驚いたことに一挙に論議を飛躍させ、「社会的に容認されている」という強引な結論を導き出したものです。「社会的に容認されている」ことの具体的かつ説得的な根拠はなんら示されておらず、まさに牽強付会、裁判官の独断であり、重大な誤りだというほかなく、到底認めるわけにはいきません。

4. さらに東京高裁判決は、長澤運輸の賃下げ率は「2割前後」で、おなじ運輸業や同規模の会社に比べれば下げ率が低い、だから不合理とはいえないとも決めつけました。

周知のとおり、定年後再雇用の多くが「1年単位の有期雇用契約」です。再雇用者は、会社が提示する賃金・労働条件がいかにもひどくても、どれだけ不満があっても、契約更新を拒否されないためにガマンして働きつづけているのが実態です。「いやなら辞めてもいいんだよ」「働かせてもらっているだけでもありがたいと思え」と言われたら困るからです。だから、労働者の生活維持など度外視して、3割～4割は当たり前といわんばかりのデタラメな賃下げが「広く行われている」現状があるのです。

東京高裁は、そうした再雇用者(有期雇用契約労働者)が置かれた苦しい立場や実態を一切無視して、長澤運輸の2割前後はまだまだという乱暴な判断を下しているのです。「みんなやってる」「もっとひどい事例もある」とでもいいたいのでしょうか。(ちなみに、「2割前後」という点は裁判所の事実誤認です。)

5. 事実誤認がいくつもあります。

そのひとつは、長澤運輸が、定年後再雇用者の場合は月額8万円の職務給の不支給をはじめ固定給を大幅に減らし、他方で、売り上げに応じて支払われる歩合給の割合を正社員の3倍にした点についてです。固定給を減らした代わりに歩合給を多くしても、おなじ仕事をおなじ労働時間おこなった場合、歩合給で固定給の減少分をカバーすることは絶対にできません。そればかりではなく、固定給については125%の時間外労働の割増率が、歩合給は労基法施行規則により20%程度にまでダウンするので、1時間当たりの残業単価は3分の2にまで減るのです。長時間労働が常態化しているトラック運輸業の場合(長澤運輸をふくむ)、固定給の減少分で不合理な格差が生まれるだけではなくて、残業代についても著しく不合理な格差が生まれるのです。

ところが東京高裁は、長澤運輸のトラックにひっかかって、あたかも歩合給を増やしたこと

で再雇用者は有利に扱われていると錯覚するなどして、「正社員との賃金の差額を縮める努力をした」という誤った評価を下しているのです。どこに目をつけているんだと、私たちは言わざるをえません。

6. 不合理な格差が現に存在し、その格差を是正する社会的必要性があるからこそ、労契法20条は生まれました。それにもかかわらず、格差の存在を「広く行われている」という、おそまつな論理で容認する今回の東京高裁判決は、まさに労契法20条の立法趣旨を否定するものにほかなりません。

一審判決ののち、多くの運送事業者のなかから、たしかに企業はこれまで甘えていたという反省に立ち、労働条件や就労日数・時間などを見直す動きがではじめていました。今回の東京高裁判決は、こうした真剣なとりくみにも冷や水を浴びせかけ、歴史を逆行させるものだという事柄も指摘しておかねばなりません。

こんなデタラメな判決を出されて黙っていることはできません。私たちは最高裁に上告して高裁判決の誤りを徹底的に正すとともに、不合理な格差を撤廃するために、あらたな段階の闘争を、怒りを込めて、今日からスタートさせます。

以上

勝つための方法はあきらめないこと — 南部全労協沖縄ツアー報告

藤村妙子(南部全労協)



南部全労協は、生憎台風18号の接近で予定していた伊江島には行かれなかったが10月2日(日)~5日(水)の日程で沖縄ツアーを行った。このツアーに参加して感じたことや考えたことを書いてみたい。

民意が反映した政治を

第1日目2日は、佐喜眞美術館へと向かった。美術館では、沖縄戦の図を解説していただきながら観た。左端の下部にはこの絵を描いた丸木夫妻が沖縄戦の体験者から伝えられた実相を書いた詩が綴られている。「集団自決とは手を下さない虐殺である」という言葉がこの絵のテーマであると感じた。

第2日目3日は、当初伊江島に行く予定だったが、川野名護市議にホテルまで来ていただきお話をしてもらった。

「沖縄北部(ヤンバル)は、敗戦後の米軍政の次代から今まで基地と闘ってきた。1950年代は土地を守る闘い(プライス勧告反対闘争)を島ぐるみで行ったが、この出発点とな

ったのは伊江島の闘いだっただ。恩納村では米軍の都市型ゲリラ訓練所反対闘争、本部町豊原での自衛隊による P3C 通信基地建設反対の闘い。これらすべての闘いは勝利している。こうした島ぐるみ、村ぐるみの闘いの上に現在の辺野古、高江における闘いがある。」「現在の島ぐるみの闘いは、2013 年安倍政権『オスプレイ反対 普天間基地の県内移設反対 [建白書] (沖縄全 41 市町村長、議会議長などが名)』を無視したことから始まっている。」そして、縄はこの民意を何度も何度も明らかにしてきた。し、安倍政権は全く逆のことをやっている。」「オール沖縄の闘いは、選挙のための組み合わせではない。保守、革新という枠に縛られない、沖縄のアイデンティティー、自己決定権を表した運動になっている。」と闘いの歴史と今を語ってくれた。



が
の
署
「沖
しか

午後からは、ツアー参加者のみの学習と討論を行った。とりわけ、「本土における闘いが弱いのはマスコミの影響では」という意見に対して討論が集中した。「たしかにマスコミの姿勢は、本土と沖縄では「温度差」がある。しかし、その温度差をそのまま受け入れ、本土の闘いと沖縄の闘いの温度差にしていいいのか。」「自分たちの闘いの弱さをマスコミのせいにしてはいないか。」「自分で考えたり、確かめたりしないで人の意見を自分の意見のようにしていないか。」などの討論が真剣に行われた。この討論を経て、今回のツアーが自分たち自身で真実を見極めて、本土に伝えるという意義が一人ひとりの中にしみ込んだように感じる。



山にも海にも基地はいらない

3 日目 4 日は、フォトグラマの山本英夫さん（世田谷区職労出身）の案内で高江に向かった。高江の通称 F1 ゲートに向かうと、機動隊のかまぼこが 10 台くらい列をなしていた。神奈川ナンバーや品川ナンバーの車もあって、彼らが全国から動員されてきているのが分かる。機動隊の他にアルソックの警備員も並んでいた。彼らは、私たちの方を見るのを禁じられているのか、一様にうつろな目をして立っていた。このうつろな目の奥に、後日明らかになった差別者の目が潜んでいたのかと思うと、今思い出してもぞっとする。

次に通称 N1 ゲート裏に向かい説明を受けていると山城博治さんたちが台風被害の様子を見にやってきた。山城さんは「高江の自然を壊して強引な工事が進められていること。彼らはノグチゲラの繁殖期を迎え工事ができなくなる前の来年の二月あるいは今年中に工事を完成させようと焦っている。自分たちは、一日でも一時間でも工事をストップするために頑張っている」と語った。

続いて、大浦湾がよく見える場所に移動した。この美しい海が軍事基地建設のために埋め立てられしまうことは絶対にダメだと改めて感じた。ここ



で山本さんから辺野古新基地の概略を伺った。「この大浦湾は水深の深いところもあり、単なる航空基地ではなく艦船が停泊できる港も作れること、また弾薬庫もすぐそばにあり即応体制がとれること。そして、軍事訓練ができる広大な北部訓練所があり、ここに今オスプレイ用のヘリパットが建設されている。伊江島では、この大浦湾に停泊する強襲揚陸艦の甲板に見立てて戦闘機の離発着訓練を行う場所が作られ、岩国基地に配備される予定のステルス戦闘機 F35B が離発着できる大規模な拡張工事が始まっている。この北部一帯が巨大な軍事基地になろうとしている。」という話があった。海を目の前に聞くと改めてその空恐ろしさを感じた。

闘いを継続させる力を実感

4 日目の 5 日は、朝から辺野古に行った。辺野古の浜で安次富さんから話を聞いた。安次富さんはパネルを持ちながら豊かな海の生き物たちを説明した。そして続いて、ここでの闘いの経過を語ってくれた。「1996 年辺野古沖への移転が発表されると地元のオジー、オバーを中心に座り込みが始まった。そして 1997 年の市民投票で普天間基地の名護への移設に反対する民意がはっきりと示された。しかし、政府は辺野古沖への新基地建設を発表した。2004 年ボーリング調査のためのやぐら建設が始まると、この浜辺にテントを張り、座り込み行動を開始した。単管ヤグラに座り込み、24 時間の闘いが行われた。この闘いによって 05 年 9 月政府は、辺野古沖をあきらめざるを得なかった。



そして、同年 10 月新たに米軍基地キャンプシュワブも含む現在の沿岸案が決定された。これに対しても 10 年には辺野古反対の稲嶺名護市長を誕生させ、14 年には続いて翁長沖縄県知事が当選した。何度も沖縄はこの場所への新基地建設に NO を突きつけている。」「先日の地裁の判決は、政府の意向をまるのまま受け入れたもので許しがたい。今裁判は最高裁に行っているが、判決が出たら力づくで工事を強行するだろう。これに対して今まで通り私たちは闘い抜く。この自然豊かな海を戦争のための基地には絶対にさせない。」「勝つための方法はあきらめないことだ」と語った。

続いて、私たちはキャンプシュワブへと向かった。キャンプシュワブでは、台風に備えてたたんでいたテントの復旧作業が行われていた。私たちは、この作業に参加した。闘い続けていくためにはこうした日々の努力の積み重ねがあるのだということを実感した。「このテントを建てる作業に自分が携わったと思うと愛着が沸く。」「今度職場の人を連れてきたときには、自分もこのテント作りをしたということを実感したい。」という言葉が印象的だった。午後からは、本土へ戻るために那覇空港へと向かった。